

(建設業法施行規則の一部改正)

第三条 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

(国土交通省令で定める学科)

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第三項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。

(表 略)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一(四) (略)

(削る)

改 正 前

(国土交通省令で定める学科)

第一条 建設業法（以下「法」という。）第七条第二号イに規定する学科は、次の表の上欄に掲げる許可（一般建設業の許可をいう。第四条第二項を除き、以下この条から第十条までにおいて同じ。）を受けようとする建設業に応じて同表の下欄に掲げる学科とする。

(表 略)

(法第六条第一項第六号の書類)

第四条 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一(四) (略)

(削る)

五

許可申請者（法人である場合においてはその役員をいい、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合においてはその法定代理人（法人である場合においては、その役員））を含む。次号において同じ。）及び令第三条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

六

許可申請者及び令第三条に規定する使用人が、民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項又は第二項の規定により成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

六(十七) (略)

七(十八) (略)

(新設)

2|| 國土交通大臣又は都道府県知事は、許可申請者に対し、前項に掲げるもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

3|| 一般建設業の許可を申請する者（一般建設業の許可の更新を申請す

る者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、第一項の規定にかかるわらず、同項第二号、第六号から第十五号まで及び第十七号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号のいづれかに該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

4|| 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかるわらず、同項第二号、第六号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第十七号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第六号、第七号、第十号、第十一号、第十三号及び第十七号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

(使用人の変更の届出)

第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になった者がある場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六条第一項第四号並びに第四条第一項第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類を添付した別記様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(心身の故障により建設業を適正に営むことができない者)

第八条の二 法第八条第十号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(電子情報処理組織による申請の場合の許可手数料の納付方法)

第八条の三 (略)

(法第十一条第一項の変更の届出)

第九条 (略)

る者を除く。)が、特定建設業の許可又は当該申請に係る建設業以外の建設業の一般建設業の許可を受けているときは、前項の規定にかかるわらず、同項第二号、第七号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、法第九条第一項各号の一に該当して新たに一般建設業の許可を申請する場合は、この限りでない。

3|| 許可の更新を申請する者は、第一項の規定にかかるわらず、同項第二号、第七号から第十二号まで、第十四号から第十六号まで及び第十八号に掲げる書類の提出を省略することができる。ただし、同項第七号、第八号、第十一号、第十二号、第十四号及び第十八号に掲げる書類については、その記載事項に変更がない場合に限る。

(使用人の変更の届出)

第八条 建設業者は、新たに令第三条に規定する使用人になった者がある場合には、二週間以内に、当該使用人に係る法第六条第一項第四号及び第四条第四号から第六号までに掲げる書面を添付した別記様式第二十二号の二による変更届出書により、国土交通大臣又は都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

(新設)

(電子情報処理組織による申請の場合の許可手数料の納付方法)

第八条の二 (略)

(法第十一条第一項の変更の届出)

第九条 (略)

2 法第十一條第一項の規定により変更届出書を提出する場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面並びに第四条第一項第三号又は第四号及び第五号に掲げる書面その他国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一條第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第六号及び第十六号に掲げる書面とする。

3 (略)

(閲覧に供する書類)

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第一号、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる書類

二・三 (略)

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該

2 法第十一條第一項の規定により変更届出書を提出する場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二 (略)

三 法第五条第三号に掲げる事項のうち役員等の新任に係る変更及び同条第四号に掲げる事項のうち支配人の新任に係る変更 当該役員等又は支配人に係る法第六条第一項第四号の書面及び第四条第三号又は第四号から第六号までに掲げる書面

(毎事業年度経過後に届出を必要とする書類)

第十条 (略)

2 法第十一條第三項の国土交通省令で定める書類は、第四条第一項第一号、第二号、第七号及び第十七号に掲げる書面とする。

3 (略)

(閲覧に供する書類)

第十二条の二 法第十三条第六号の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 第四条第一項第一号、第七号、第九号、第十号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる書類

二・三 (略)

(特定建設業についての準用)

第十三条 前各条(第三条第二項及び第三項を除く。)の規定は、特定建設業の許可及び特定建設業者について準用する。この場合において、第四条第一項第二号中「に該当する者、法第十五条第二号イに該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者の一覧表」とあるのは「又は法第十五条第二号イ、ロ若しくはハに該当する者の一覧表並びに当該

一覧表に記載された同号口に該当する者に係る第三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書又は監理技術者資格者証の写し」と、同条第三項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号口に該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

一覧表に記載された同号口に該当する者に係る第三条第二項第一号若しくは第二号に掲げる証明書及び指導監督的な実務の経験を証する別記様式第十号による使用者の証明書又は監理技術者資格者証の写し」と、同条第二項中「一般建設業の許可」とあるのは「特定建設業の許可」と、「特定建設業の許可」とあるのは「一般建設業の許可」と、「書類」とあるのは「書類（一般建設業の許可のみを受けている者が特定建設業の許可を申請する場合にあつては、法第十五条第二号口に該当する者及び同号ハの規定により国土交通大臣が同号口に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者に係る前項第二号に掲げる書類を除く。）」と、第七条の二第一項中「同条第二号イ、ロ若しくはハ」とあるのは「第十五条第二号イ、ロ若しくはハ」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

卷之三

(周易今解)

様式第三十二号の三（第十九条の二附添）

卷之三

用紙A4

- 下記のとおり、
（1）監視官法第1条に規定する
（2）監視官職務の実質的要件を用いた
（3）監視官職務の実質的要件を用いた監視官第2号
（4）監視官職務の実質的要件を用いた監視官第1号
（5）免職権の実質的要件を用いた

(1) 被告は第7号証拠書類に記載する
「(2) 本件の被験者をもつて、
(3) 本件の被験者をもつて、
(4) 本件の被験者をもつて、」
の文言を削除せしめます。

四

卷之三

三集 D

三

卷之三

地圖編號	大圖	小圖
年	月	日
測量員	監測員	檢核員
測量日期	測量時間	測量方法
測量點數	測量面積	測量精度
測量員	監測員	檢核員

氏名	[]
年齢	[]
生年月日	[] 年 [] 月 [] 日
元号	[令和]、年號 H.、昭和 S.、大正 T.、明治

(1) 通算年齢法? 動植物に記入する場合は「通算年齢の登録登记者」を記入せざるべきなつた場合

(2) 訓育実況の管理登记者を削除した場合

氏名	<input type="text"/>
	<input type="text"/>
元号(令和元、平成元、昭和元、大正元)	<input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日

姓	<input type="text"/> 5 <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 1 <input type="text"/> 10 <input type="text"/>
氏名	<input type="text"/> 5 <input type="text"/> 9 <input type="text"/> 4 <input type="text"/> 5 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 1 <input type="text"/> 10 <input type="text"/>
生年月日	<input type="text"/> 13 <input type="text"/> 14 <input type="text"/> 15 <input type="text"/> 16 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
生年月日	<input type="text"/> 13 <input type="text"/> 14 <input type="text"/> 15 <input type="text"/> 16 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
本籍	はなべ市水の瀬町
生年月日	元号(令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M)
名前	名前所の名前
名前	名前所の名前

氏 名	<input type="text"/> 5 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 1 <input type="text"/> 0
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
年齢	<input type="text"/> 5 <input type="text"/> 9 <input type="text"/> 3 <input type="text"/> 2 <input type="text"/> 1 <input type="text"/> 0
生年月日	<input type="text"/> 11 <input type="text"/> 14 <input type="text"/> 13 <input type="text"/> 12 <input type="text"/> 11 <input type="text"/> 10
就業場所の名前	<input type="text"/>
就業工場の種類	<input type="text"/>
元号(今和R. 平成R. 昭和S. 大正T.)	<input type="text"/> 令和R. <input type="text"/> 平成R. <input type="text"/> 昭和S. <input type="text"/> 大正T.
就業工場の階級	<input type="text"/>
就業工場の会員登録番号	<input type="text"/>

(5) 連続登録第8号及び第1号及び第7号から翌14年までに規定する支拂要件に後當するに至つた場合具体的な請求

(5) 建設業法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する文書要件に該当するに至つた場合は、具体的の事由

四
四

卷之三

- (1) 法第7条第4項に於ける請求を満足しなくなつた場合
この場合、「(1)」の限りで用ひて、同上。請求「(1)月日」の欄に記入すること。
許可を受けている一方の当事者の署名を記入することにより、請求書に於ける各当事者の留置責任者(別紙)に該当
この場合は、「(2)」の限りで用ひて、同上。「(2)月日」の欄に記入すること。
(3) 法第7条第4項又は前項第2号に掲げる請求を満足しなくなつた場合

四
卷

- (1) 本第7条第1号に掲げる者の場合、それが他の場合と併用すること。

(2) この場合、「(1)」を「(2)」とし、**〔 品名 〕**及び「(生年月日)」の欄に記入すること。

(3) 許可を受けている者の職業を運営する者により、当該運営に係る通常運営の担当責任者を削除した場合
この場合、「(1)」を「(2)」とし、**〔 品名 〕**及び「(生年月日)」の欄に記入すること。

(4) 第5条第2号又は第6条第2号に掲げる法で記載しなくなつた場合
この場合、「(1)」を「(2)」とし、**〔 品名 〕**及び「(生年月日)」の欄に記入すること。

(5) 第8条第1号及び第7号から第15条までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(1)」を「(2)」とし、**〔 資格的要件 〕**の欄に記入すること。

「**燃田屋**」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「**提出者**」といふ）の他にこの届出書を作成した者がある場合は、提出者に記入、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委託状の写しの他の作成場所や開設場所を有することを示す記入をすること。

□□□□□で表示された時は、「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからみ出さないように記入すること。

【図1】「許可申請」の欄の「**カラムコード**」の欄は、現住所を受けている行政区について別表（一）の番組に従い該するコードを記入すること。

また、「**許可番号**」及び「**許可年月日**」の欄は、例えは**〔 000 〕** **〔 000 〕** **〔 000 〕** **〔 000 〕** 又は**〔 000 〕** **〔 000 〕** **〔 000 〕** のように、カラムに記入するに当たって空欄のカラムに「0」を記入すること。

なお、現住所に記入するに当たって空欄のカラムに「0」を記入すること。

「**被設立工事の種類**」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた被設立工事について、次の表の欄に記入すること。

【図2】被設立工事の種類の欄は、姓名の間に1カラム空けて、例えは**〔 000 〕** **〔 000 〕** **〔 000 〕** のように左詰めで文字カラムに記入すること。

「**生年月日**」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えは**〔 1月 〕** **〔 1日 〕**のよう、カラムを記入するに当たって空欄のカラムに「0」を記入すること。

被設立工事の種類の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた被設立工事について、次の表の欄に記入すること。

機械・電気工事 (機)	機械工事 (機)	電気通信工事 (通)
大工工事 (木)	建築工事 (建)	造園工事 (園)
古本工事 (住)	設備工事 (施)	さく井工事 (半)
セイ・土工・コンクリート工事 (土)	設備工事 (施)	セイ貝工事 (貝)
石工事 (石)	板金工事 (板)	水道施設工事 (水)
鋼構工事 (鋼)	ガラス工事 (ガ)	消防施設工事 (消)
電気工事 (電)	防水工事 (防)	構築施設工事 (構)
管工事 (管)	内装仕上工事 (内)	船体工事 (船)
タイル・れんが・ブロック工事 (タ)	機械器具設置工事 (機)	

